



環境デュー・ディリジェンスの政策動向

本ノートは英語版をもとに日本語訳したものです



サプライチェーンの環境デュー・ディリジェンスを、人権デュー・ディリジェンスに加えて、さまざまな自主規制や義務的規制、政策取り組みに組み込む動きが強まっている。これらの取り組みは、環境への脅威、依存、負の影響に対処するための責任ある企業行動（RBC）基準や、サプライチェーン・デュー・ディリジェンスに関する OECD ガイダンスについての世界的な認知度が高まっていることを示している。

OECD 多国籍企業行動指針（以下、「OECD 行動指針」という）と関連する OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンスでは、企業が持続可能な開発に貢献するとともに、サプライチェーン全体を含む企業活動による負の影響を回避し、それに対処することへの期待が示されている。OECD 行動指針およびデュー・ディリジェンス・ガイダンスは、環境面での企業活動を後押しするために、主要な国際的政策イニシアチブを補完し、支援するものである。

本ブリーフィングノートでは、RBC および環境デュー・ディリジェンスを考慮することを推進する最近の政策取り組みの主要な例を紹介する¹。

- a) **EU の義務的デュー・ディリジェンス規則**：欧州委員会は、企業に環境デュー・ディリジェンスと人権デュー・ディリジェンスの実施を義務付ける規則を導入する計画を発表した²。この提案は、2020 年 4 月に欧州委員会委員（法務担当）が初めて発表したもので、欧州グリーンディールと密接に関連している³。欧州委員会、欧州議会、欧州連合理事会はいずれも、今後の規則は OECD 行動指針や OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンスの勧告に根ざしたものになると述べている。欧州議会は、2021 年 3 月にデュー・ディリジェンスの義務化に関する立法報告書を採択した。

¹ 本ブリーフィングノートは、OECD 責任ある企業行動センター（OECD RBC センター）が 2021 年 5 月に作成したものである。このリストはすべてを網羅することを意図していない。

² Towards a mandatory EU system of due diligence for supply chains. European Parliamentary Research Service. 2020. 以下を参照：[https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2020/659299/EPRS_BRI\(2020\)659299_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2020/659299/EPRS_BRI(2020)659299_EN.pdf)

³ 欧州グリーンディールと RBC に関する OECD の文書や基準における目標の多くは、相互に補強しあっている。いずれも、多くの公共政策ポートフォリオや企業のリスクと責任の領域にまたがり、民間部門と政策行動に左右される戦略を含んでいる。さらに、RBC に関する文書は、EU 加盟国の法律やイニシアティブのほか、多くの EU 指令にもすでに組み込まれている。

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1588580774040&uri=CELEX:52019DC0640>

この報告書には、OECD 行動指針および OECD 責任ある企業行動のためのデュー・ディリジェンス・ガイダンスとの強い整合や参照が含まれている⁴。

b) **EU 非財務報告指令 (NFRD) は、持続可能な財務開示規則 (SFDR) およびタクソノミー規則とともに、EU の持続可能な財務戦略を支える持続可能性報告要件の中心的な要素となっている。このそれぞれについて、以下に概要を示す。**

- I. **EU の持続可能な財務開示規則 (SFDR) :** 2019 年 4 月に、欧州議会は「EU 金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示規則」を採択した⁵。この規則は 2019 年 12 月 29 日に施行され、2021 年 3 月から適用されている。金融機関に持続可能性に関するリスクと影響を開示するよう求めるうえで、この規則は、金融機関に社会と環境いずれへの影響も考慮するよう促す取り組みにおけるマイルストーンとなっている⁶。具体的には、国際的に認められたデュー・ディリジェンス基準の遵守状況に関する報告を含め、金融機関のプロセスや金融商品における持続可能性のリスクと影響の統合に関する透明性規則を導入している。また、デュー・ディリジェンスについて報告する場合、実務担当者は「OECD が策定した『責任ある企業行動のためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス』を考慮すべきである」とも規定している。
- II. 欧州監督当局 (ESA) も、**持続可能な財務開示規則 (SFDR) に基づく持続可能性関連開示の内容、方法、表示に関して、規制技術基準 (RTS) の草案を作成した⁷。RTS の草案は、SFDR に基づく複数の環境および社会開示義務に関連しており、これには以下が含まれる⁸。**
 - 金融市場参加者が負の影響に関する指標をどのように考慮したかを開示することに加え、SFDR 第 2 条で規定されている「重大な負の影響を与えない (do not significantly harms)」報告では、投資が OECD 行動指針に則っているか否かについても示さなければならない。
 - 環境特性を有する商品が、その特性をどのように満たしているかに関する契約前情報、ならびに金融商品または持続可能な投資の環境特性および使用されている方法を記述した情報。
 - 企業のウェブサイト上の声明に、気候やその他の環境関連の影響に関する持続可能性の要素に対し、投資判断がもたらす負の影響に関するデュー・ディリジェンス方針を記載すること。

⁴ European Parliament resolution of 10 March 2021 with recommendations to the Commission on corporate due diligence and corporate accountability. 以下を参照 : https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-9-2021-0073_EN.html

⁵ Regulation of the European Parliament and of the Council on sustainability-related disclosures in the financial services sector, <https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-7571-2019-ADD-1/en/pdf>

⁶ 以下も参照のこと : Session Note on Enhancing Disclosure and Due diligence for Climate-related Risks: <http://www.oecd.org/cafi/forum/Disclosure-and-Due-diligence-for-Climate-related-Risks-background-session-note-CGFI-Forum-2019.pdf>

⁷ Regulation (EU) 2019/2088 (持続可能な財務開示規則) の第 11(4)条。

⁸ 引用した例はあくまでも例であり、含まれる基準の網羅的なリストではない。Regulation (EU) 2019/2088 の第 2a(3)条、第 4(6)および第 4(7)条、第 8(3)条、第 9(5)条、第 10(2)条、第 11(4)条に基づく開示の内容、方法、表示に関する規制技術基準の草案に関する最終報告書を参照のこと。以下から入手可能 : https://www.eiopa.europa.eu/content/final-report-draft-regulatory-technical-standards_en

III. 2019年12月に、「持続可能な投資を促進するための枠組みの確立に関するEU規則」についても政治的合意に達した。これは「タクソノミー規則」としても知られ、経済活動の持続可能性を評価する際に満たすべき環境目標と基準を明確に示している。さらに、同規則によれば「経済活動は、OECD行動指針（中略）に沿って行われている場合のみ、環境的に持続可能であると認められるべきである」⁹。

IV. **EU 非財務報告指令の改訂**：欧州委員会は、欧州グリーンディールと同委員会の2020年作業計画において、非財務報告指令の改訂を提案することを約束した¹⁰。欧州委員会が2021年4月に発表した改訂案は、SFDRやタクソノミー規則など、より広範な持続可能な金融の法的枠組みとの整合性を高め、欧州グリーンディールの目標と調和させるために、NFRDに定められた持続可能性報告の要件を見直そうとするものである¹¹。この改訂案は、持続可能性の問題が企業にもたらすリスクや、企業自身が人々や環境に与える影響について、十分な情報が公開されるようにすることを目的としている。

改訂案では、持続可能性報告基準は「OECD行動指針」、「責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス」、関連するセクター別ガイダンスなど、責任ある企業行動に関する国際的に認められた原則や枠組みを考慮に入れるべきであると規定している。改訂案では、「責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス」などの国際文書との整合性を確保するために、デュー・ディリジェンスの開示要件を、現在の指令2013/34/EU（「会計指令」）よりも詳細に規定すべきであると勧告している。

c) **森林破壊に関するEUイニシアティブ**：欧州委員会は、「森林破壊や森林劣化を伴わない輸入品やバリューチェーンを促進するために、規制面でもその他の面でも措置を講じる」ことを示唆している¹²。EU環境・公衆衛生・食品安全委員会（ENVI）と欧州議会が採択した立法活動報告書は欧州委員会に対し、森林や生態系にリスクをもたらす商品や派生商品をEU市場に投入する企業を対象として、デュー・ディリジェンス、報告、情報開示、第三者関与に関する義務的要件に基づくEUの法的枠組みを提案するよう求めている¹³。

⁹ 以下を参照：Article 13, Regulation of the European Parliament and of the Council on the establishment of a framework to facilitate sustainable investment. <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32020R0852>

¹⁰ 以下を参照：Communication from the Commission on the European Green Deal, COM (2019) 640 final. Adjusted Commission Work Programme 2020 COM (2020) 440 final.

¹¹ Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council amending Directive 2013/34/EU, Directive 2004/109/EC, Directive 2006/43/EC and Regulation (EU) No 537/2014, as regards corporate sustainability reporting. 以下を参照：<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52021PC0189>

¹² An EU Legal Framework To Halt And Reverse EU-Driven Global Deforestation. February 2021. 以下を参照：<https://www.europarl.europa.eu/legislative-train/theme-environment-public-health-and-food-safety-envi/file-eu-driven-global-deforestation>. 欧州委員会は2021年の作業計画で、EU市場に投入される製品に伴う森林破壊や森林劣化のリスクを最小限に抑えることを目的とした立法案が、2021年第2四半期に予定されていると述べた。

¹³ Binding legislation needed to stop EU-driven global deforestation, say MEPs. European Parliament. 2020. 以下を参照：<https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20201001IPR88302/binding-legislation-needed-to-stop-eu-driven-global-deforestation-say-meps>

- d) フランスの「企業注意責任法」：2017年に制定されたフランスの企業注意責任法は、大企業にデュー・ディリジェンス計画の策定と公表を義務付けている。この計画には、人権リスク・環境リスクと負の影響の両方に関連して企業が講じている措置を示さなければならない¹⁴。
- e) フランスの廃棄物対策・循環型経済法：廃棄物対策と循環型経済に関する法律 No.2020-105（2020年「廃棄物対策・循環型経済法」）は、特定の生産習慣や消費習慣を変えることを目的としている。この法律は、企業に対し製品の環境特性やリサイクル可能性について消費者に情報を提供する義務を新たに課しているほか、生産者責任に関する新たな措置、使い捨てプラスチックや食品廃棄物の禁止、企業のエコデザイン活動を支援するツールなどが盛り込まれている¹⁵。
- f) ドイツのデュー・ディリジェンス法：2021年3月3日に、新たな法案「サプライチェーンにおける企業のデュー・ディリジェンスに関する法律」が閣議決定され、ドイツ連邦議会に提出された¹⁶。この法案は、ドイツ企業がグローバルなサプライチェーンにおける人権問題に対処するためにデュー・ディリジェンスを実施する際の要件を定めるとともに、事業運営や直接サプライヤーとの関係において予防措置を講じることを義務付けている。これらの期待は、人権問題と交差する場合には、関連する環境への影響のほか、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」¹⁷や「水銀に関する水俣条約」¹⁸に基づく環境関連義務の履行にも及ぶ。
- g) オランダの「責任ある持続可能な国際企業行動に関する法案」：2021年3月11日に、4つの政党が「責任ある持続可能な国際企業行動」に関する法案をオランダ議会に提出した。この法案は、すべての経済分野において、オランダで登記しているかオランダ市場で製品やサービスを販売しているすべての企業を対象に、気候変動を含む環境への負の影響を防止することを含む注意義務を課すよう提案するとともに¹⁹、250人以上の従業員を有するすべての企業に対して、OECD行動指針に則ったデュー・ディリジェンスの実施を義務付けることを提案している。
- h) 日本の環境デュー・ディリジェンスに関する手引書：2020年8月に、日本の環境省は「責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス」との整合を図った「バリューチェーンにおける環境デュー・ディリジェンス入門 ～OECDガイダンスを参考に～」を発表した。

¹⁴ France, Duty of Vigilance Law. 以下を参照：<https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2017/3/27/2017-399/lo/texte>. フランス政府は、2019年フランスPACTE法 No.2019-486（企業の成長・変革のための行動計画法）も制定した。PACTE法には、企業の定款に社会・環境目標を組み込めるよう、フランス民法に規定を追加することが盛り込まれている。PACTE法により、社会・環境目標を追求することが求められる「使命を果たす会社」（entreprises à mission）が創設される。また、労働者代表と社会的対話を通じて企業の意思決定への従業員の参加を支援する新たな施策も導入されている；

<https://www.gouvernement.fr/en/pacte-the-action-plan-for-business-growth-and-transformation>.

¹⁵ LOI n° 2020-105 du 10 Février 2020 relative à la lutte contre le gaspillage et à l'économie circulaire. 以下を参照：<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000041553759?r=er7iciZ1M>

¹⁶ German Federal Ministry of Labor and Social Affairs. Due Diligence Act 2021:

https://www.bmas.de/DE/Service/Gesetze-und-Gesetzesvorhaben/gesetz-unternehmerische-sorgfaltspflichten-lieferketten.html?sessionid=878067A82BD1DBE8E31E9E46425B4EE1_delivery2-replication

¹⁷ The Stockholm Convention on Persistent Organic Pollutants (2001). 以下を参照：

<http://www.pops.int/TheConvention/Overview/tabid/3351/Default.aspx>

¹⁸ The Minamata Convention on Mercury. 2013:

<https://www.mercuryconvention.org/Convention/Text/tabid/3426/language/en-US/Default.aspx>

¹⁹ Responsible and Sustainable International Business Act 2021. House of Representatives of The Netherlands. <https://www.tweedekamer.nl/kamerstukken/wetsvoorstellen/detail?id=2021Z04465&dossier=35761>

この手引書は、バリューチェーン全体にわたる日本企業の環境に配慮した活動を促進するための環境省の取り組みに基づいている²⁰。

- i) **英国の森林リスク商品のデュー・ディリジェンスに関する提案（現在協議中）**：英国政府は、英国のサプライチェーンにおける違法な森林破壊に対処するために、環境法案を通じて法律を制定しようとしている²¹。提案されているアプローチは、「森林リスク」商品や大規模な森林破壊を引き起こす商品を大企業が使用することを禁止しようとするものである。これにより、サプライチェーンにおける違法な森林破壊のリスクについて、サプライチェーンのデュー・ディリジェンスと公的報告を義務付けることになる。英国政府は、2021年半ばに成立する予定の「環境法案2019-21」の修正を通じて法制化を急いでいる²²。必要な二次法は、11月の気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）後の2022年初めに採択される予定である。
- j) **オランダの「社会的責任調達に関する国家計画」**：2021年1月に、オランダ政府は「社会的責任調達に関する国家計画 2021-2025：『野心ある委託、影響力ある購入（Commissioning with Ambition, purchasing with impact）』」を発表した。この計画の目的は、包摂的な労働市場を実現し、国際的なサプライチェーンにおける人々への虐待や環境破壊に対処するために、すべてのオランダ当局がその購買力を利用するよう促すことにある。
- k) **スイスのサプライチェーン調査**：スイス連邦環境局は、民間企業と緊密に協力し、スイスの主要8産業のサプライチェーンにおける環境ホットスポットを特定するために、一連の調査を実施した。2019年に発行された「スイスのサプライチェーンに関する環境アトラス（Umweltatlas Lieferketten Schweiz）」でその調査結果が示され、より持続可能なサプライチェーンを設計し、最適化するための施策が提案された²³。
- l) **ドイツの原材料戦略**：ドイツ連邦政府の新たな「2020年原材料戦略」に基づき、ドイツ連邦環境・自然保護・原子力安全省は、鉱物サプライチェーンにおける環境デュー・ディリジェンスに関する国際的なガイダンスを策定するためのプロセスを開始することを約束した²⁴。ドイツ環境庁（UBA）と連邦地球科学・天然資源研究所（BGR）は、「OECD 鉱物サプライチェーンの環境デュー・ディリジェンスに関する実践的ツール」の開発に向けたこのグローバルなプロセスを開始するうえで、環境省を支援している²⁵。

OECD RBC センターは引き続き、環境政策目標へ OECD 行動指針と関連する OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンスを取り込み、一貫性を強化するために政策立案者と企業を

²⁰ 「バリューチェーンにおける環境デュー・ディリジェンス入門～OECD ガイダンスを参考に～」。日本環境省。2020年。以下を参照：<https://www.env.go.jp/press/108293.html>; <https://www.env.go.jp/press/files/jp/114470.pdf>;

<https://www.env.go.jp/press/files/jp/114470.pdf>

²¹ Due diligence on forest risk commodities. UK Department for Environment, Food and Rural Affairs. 2020. 以下を参照：<https://consult.defra.gov.uk/eu/due-diligence-on-forest-risk-commodities/>

²² UK Environment Bill. 2021. 以下を参照：<https://bills.parliament.uk/bills/2593>

²³ Environmental hotspots in the supply chain of Swiss companies. Swiss Federal Office for the Environment. 2019. <https://www.bafu.admin.ch/bafu/en/home/topics/economy-consumption/info-specialists/resource-consumption.html#-2099368005>

²⁴ Rohstoffstrategie der Bundesregierung. Raw Materials Strategy. The German Federal Ministry for Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety. 2020.

<https://www.bmwi.de/Redaktion/DE/Publikationen/Industrie/rohstoffstrategie-der-bundesregierung.html>

²⁵ German Resource Efficiency Programme (ProgRes). 以下を参照：<https://www.bmu.de/en/topics/economy-products-resources-tourism/resource-efficiency/overview-of-german-resource-efficiency-programme-progress/>

支援するとともに、その実施において企業を支援する。特に、OECD RBC センターは、企業のサプライチェーン全体における環境関連の脅威、依存、リスク、負の影響に対処するために、OECD 行動指針と OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンスの適用を例示する実践的ツールを開発している²⁶。

Promoting responsible supply chains in Asia

This publication is supported by the Responsible Supply Chains in Asia (RSCA) programme²⁷ which is implemented by the International Labour Organization (ILO) and the Organisation for Economic Co-operation and Development (OECD) with funding from the European Union. The RSCA programme aims to promote respect for human rights, including labour rights, and responsible business standards in global supply chains.

This programme is carried out in partnership with Japan (an OECD member) and five partner economies, namely China, Thailand, Viet Nam, Philippines, and Myanmar.



²⁶ OECD RBC センターは、気候変動に焦点を当てた環境配慮の観点から OECD デュー・ディリジェンス勧告の実施を支援するために、多くのツールを開発している。これには、繊維・衣料品セクター、鉱物セクターおよび農業セクターにおける森林破壊に関するツール（2021 年予定）に加え、投資家向けの専用ツールも含まれる。また、OECD は環境デュー・ディリジェンスに関する新たなケーススタディも作成しており、顕著な環境リスクの例や、サプライチェーンのデュー・ディリジェンスによってそれらがどのように軽減されているかを示す予定である。

²⁷ The Responsible Supply Chains in Asia programme. OECD. <http://mneguidelines.oecd.org/globalpartnerships/responsible-supply-chains-asia>